

# 尾張旭市交通基本計画(改訂版)の概要

## 1. 計画改定の背景と目的

人口減少や高齢化の進展などを背景に、地域活力の維持・向上、低炭素化の推進、高齢者などが安心・安全に移動できる移動環境の確保などに向け、都市交通全体としての総合交通体系の視点に基づき、本市がめざすべき都市交通のビジョンを共有するとともに、その具現化に向けた施策の立案や推進方策を示した「尾張旭市交通基本計画」を平成25年度に策定しました。

この交通基本計画に基づき、各種施策・事業を進めているところではありますが、令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「活性化再生法」とする。)が改正され、原則として全ての地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画(地域公共交通計画)を策定した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移手段の確保に向けた取り組みを推進するものとしています。

近年、超高齢化社会への対応、交通に起因する環境負荷の低減などの社会的な要請のほか、尾張旭市立地適正化計画の策定、三郷駅周辺まちづくりの推進など、本市を取り巻く環境が大きく変化しており、現行計画におけるまちづくりの視点やアクションプランの内容を見直す必要が出てきています。そのため、過度に自家用車利用に依存することなく、公共交通や自転車、徒歩等の各交通モードが連携して適切な役割分担のもと、望ましい都市像の実現を図る観点から、本市を中心として、関係機関・団体や市民等が相互に連携・協働し、交通とまちづくりが一体となった総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図ることを目的として、交通基本計画を改定することとしました。

## 2. 計画の役割と位置づけ

本計画は、令和2年11月に施行された活性化再生法の一部改正に基づくとともに、上位計画の総合計画や都市計画マスタープランで示される将来都市像の実現に向け、地域公共交通の再生及び活性化に資する基本的な方針や計画目標の設定及び目標を達成するために実施する施策・事業(アクションプラン)等を明らかにする「地域公共交通計画」として位置づけます。

また、尾張旭市立地適正化計画において中心拠点や生活拠点として位置づけられた名鉄瀬戸線各駅へのアクセス利便性の向上に資する公共交通ネットワークの維持・活性化を図るため、公共交通と他の交通モードとの連携強化を含めた各種ハード整備・ソフト施策が一体となった総合的な交通計画である「都市・地域総合交通戦略」としての位置づけを有するものとします。

<尾張旭市上位計画> 第五次総合計画(目標年次 R5 年度)

### <尾張旭市関連計画>

- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略(計画期間 R5 年度)
- ・都市計画マスタープラン(目標年次 R7 年度)
- ・立地適正化計画(計画期間 R24 年度)
- ・健康都市プログラム(計画期間 R5 年度)
- ・環境基本計画(計画期間 R5 年度)
- ・高齢者保健福祉計画(計画期間 R5 年度)
- ・三郷駅周辺まちづくり等個別計画 等

整合

踏襲

### 交通基本計画

(計画期間検討中)

\* 地域公共交通計画、  
都市・地域総合交通戦略の  
位置づけを有する

即す

活性化再生法等関連法制度

